

署受付 税印		令和 年月日 税務署長殿		事業種目				白色申告		一連番号			
納税地		電話() -		期末現在の資本金の額又は出資金の額		円		整理番号					
本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)				同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの		非中小法人		事業年度(至)					
法人名				同非区分		同族会社 非同族会社							
法人番号				旧納税地及び 旧法人名等				売上金額		兆 十億 百万			
代表者 氏名/住所				恒久的施設 の有無及び その種類		有 無		申告年月日		年 月 日			
(フリガナ) 国内源泉所得 徴収税額等の責任者 記名押印				添付書類		支店等 長期建設工事場等 代理人 その他		通信日付印		確認印		府 指定 局指定 指導等 年月日	
												申告区分	
												申告区分	
												申告区分	

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
平成・令和 年 月 日 (中間申告の場合 平成・令和
の計算期間 平成・令和)

申告書
申告書
年 月 日
翌年以降
送付要否
要 否
適用額明細書
提出の有無
有 否
税理士法第30条
の書面提出有
有 否
税理士法第33条
の2の書面提出有
有 否

この申告書による法人税額の計算等	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1	十億 百万 千 円	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	13	十億 百万 千 円
	法人税額 (48) + (49)	2			法人税額 (57) + (58)	14	
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3			法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	15	
	差引法人税額 (2) - (3)	4			差引法人税額 (14) - (15)	16	
	リース特別控除取戻税額等	5			リース特別控除取戻税額等	17	
	法人税額計 (4) + (5)	6	0 0		法人税額計 (16) + (17)	18	0 0
	分配時調整外国税相当額の控除額 (別表六(五)の二「7」)	7			控除税額 ((18)と(59)のうち少ない金額)	19	
	控除税額 (((6)-(7))と(52)のうち少ない金額)	8			差引所得に対する法人税額 (18) - (19)	20	
	差引所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8)	9			欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「5の合計」)	21	
	欠損状況 (10)又は災害損失金等又は災害損失金等況 (別表七(一)「5の合計」)	10			控除税額 (((21)と(54)のうち少ない金額)	22	
	この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	11			この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額 (65)	23	
	この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額 (32)へ記入	12			所得税額等の還付金額 (25) + (27)	31	
納付法人税額	(51)のうちその他の国内源泉所得に係る法人税額から控除できる金額 ((20)と(54)のうち少ない金額)	24		中間納付税額 (29) - (28)	32		
	控除しきれなかった金額 (54) - (24)	25		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	33	外	
	(61)のうち恒久的施設場所に係る法人税額から控除できる金額 ((9)と(61)のうち少ない金額)	26		計 (31) + (32) + (33)	34	外	
	控除しきれなかった金額 (61) - (26)	27		この申告が申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (70)	35	外	
	合計 (((9) - (26)) + ((20) - (24))	28	0 0	この申告が申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (70)	35	外	
	中間申告分の法人税額	29	0 0	この申告前との課税標準法人税額 (73)	44	0 0 0	
差引確定 (中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(32)へ記入)	30	0 0	この申告により納付すべき法人税額 (77)	45	0 0 0		
課税標準法人税額 ((6) + (6の外書) + ((18) + (18の外書))	36	0 0 0	剩余金・利益の配当(剩余金の分配)の金額				
所得地方法人税額 (72)	37		残余財産の最後の分配又は引渡しの日 平成・令和 年 月 日 決算確定の日 平成・令和 年 月 日				
分配時調整外国税相当額の控除額 (別表六(五)の二「8」と(37)のうち少ない金額)	38		還する金融機関等 銀行金庫・組合農協・漁協 本店・支店出張所 本所・支所 預金 郵便局名等				
外国税額の控除額 (別表六の三「47」)	39		口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号		-		
差引地方法人税額 (37) - (38) - (39)	40	0 0	※税務署処理欄				
中間申告分の地方法人税額	41	0 0					
差引確定 (中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	42	0 0					
この申告による還付金額 (41) - (40)	43	外					

税理士署名押印 印